

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条の規定に基づき、監査を執行したので、同条第九項の規定により、その結果を別冊のとおり公表する。

平成二十八年二月十五日

広島県監査委員

同	児	中
同	高	原
同	橋	好
同	義	治
同	則	治
同	明	
同	木	
同	稔	
同	赤	